

2012年2月

東日本大震災の復興支援と特定寄附信託

東日本大震災の復興資金の調達のために復興ファンドが組成されたり、PFIのより一層の活発な活用に注目がなされたり様々なニュースがありますが、一般市民が復興支援のために取り組むことのできるはじめての一步が「寄附」であるといえるでしょう。

この点、一般社団法人信託協会長は、平成23年10月20日に行われた定例会見において、東日本大震災の復興支援のために信託協会としての取組みを述べた上で、「特定寄附信託」（いわゆる日本版ブランド・ギビング信託）について信託各社が商品設計を進めていることを明らかにして、特定寄附信託は、個人が寄附しやすい環境を作り、復興に必要な資金を幅広く集めることができる仕組みとして役に立つのではないかとコメントをしました。そして、現に、平成24年1月から、主要信託銀行において、順次、「特定寄附信託」に該当する新商品の取扱いを開始しました。

はたして特定寄附信託とはどのような信託なのでしょうか。本稿は、「特定寄附信託」について取り上げることとします。

1 「特定寄附信託」とはなにか

「特定寄附信託」とは、平成23年度税制改正において新たに認められた税制上の寄附制度で、これに該当すれば、利子所得（運用益）の非課税が認められるというものです。

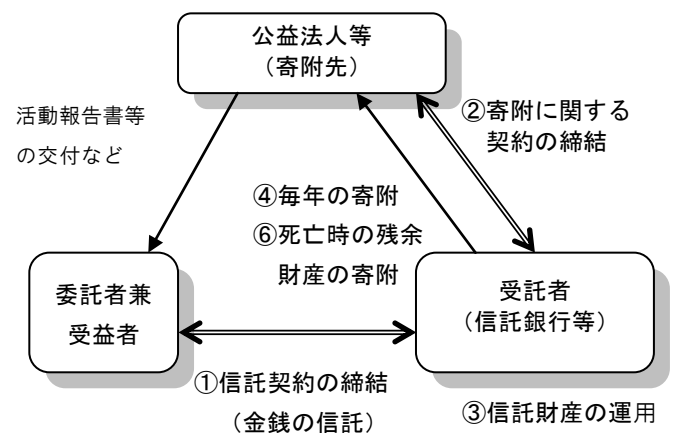
ここで、特定寄附信託契約とは、「居住者等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務を営む金融機関又は信託業法の免許を受けた信託会社と締結した当該居住者等を受益者とする信託に関する契約であって、特定寄附金の対象となる公益社団法人公益財団又は認定NPO法人等（以下「公益法人等」という。）への寄附を行うことを主たる目的とするも

の」であり、租税特別措置法第4条の5、租税特別措置法施行令第2条の36第7項に定める様々な適格要件を充足する必要があります。

かかる適格要件を充足したスキームの概要は、以下のとおりです。

- ① 個人が委託者兼受益者となって、受託者たる信託銀行や信託会社に対して、信託財産（金銭に限定）を信託譲渡する。
- ② 受託者は、公益法人等と寄附に関する契約ⁱを締結する。
- ③ 一方で受託者は信託財産たる金銭を運用ⁱⁱする。
- ④ 受託者は、委託者兼受益者から指定された公益法人等に対して、信託財産（信託された金銭と運用収益）から毎年一定額ⁱⁱⁱを寄附する。
- ⑤ 委託者兼受益者は、信託期間中^{iv}、寄附をする公益法人等を変更することができる。
- ⑥ 委託者兼受益者が死亡した場合には、信託は終了し、残余財産である信託財産は全て公益法人等に寄附される^v。

【スキーム概要図】



2 「特定寄附信託」のメリット

このような「特定寄附信託」のメリットはどこにあるのでしょうか。

【監修者】 [パートナー 弁護士 中森 亘](#)

【執筆者】 [弁護士 堀野 桂子](#)

本ニュースレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニュースレターの発送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニュースレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニュースレター係
(TEL: 06-6202-1088 E-mail: newsletter@kitahama.or.jp)

〔大阪〕北浜法律事務所・外国法共同事業
〒541-0041 大阪市中央区北浜1-8-16 大阪証券取引所ビル
TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080・1130-9550

〔東京〕弁護士法人北浜法律事務所東京事務所
〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー14F
TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

〔福岡〕弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所
〒812-0018 福岡市博多区住吉1-2-25
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F

TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991
<http://www.kitahama.or.jp/>

(1) 個人の立場から

ア 寄附手続きからの解放

まず、どこに寄附をしてよいかわからない個人にとって、受託者から寄附先のメニューが提供されることで、寄附自体が物理的・心理的に容易になるというメリットがあります。通常は、自分で適切な寄附先を見つけてきて、寄附の一連の手続をとる必要がありますが、特定寄附信託を用いれば、信託契約の締結と寄附先の選択で足りるので、ハードルが下がるといえるでしょう。

さらに、長期的に寄附したいと考える個人にとって、信託契約を当初に締結さえすれば、毎年一定額の寄附を、信託期間中、継続して行うことができる点でも簡便といえます。

イ 人生設計との兼ね合い

他方で、寄附をしようと思っても、何歳まで生きるのか、これから生活費にいくらかかるのか、といった人生設計との兼ね合いも悩ましいところです。

この点、特定寄附信託では、年金のように、元本の3割までの金額を、信託期間中、各年均等割りて交付を受けるよう設計することもできます。

これによれば、1000万円を寄附しようと考えた場合、信託期間5年とすれば、いったん1000万円を信託譲渡して、自己の固有財産から資産を隔離した上で、毎年60万円ずつ、合計300万円の元本交付を受け、これを生活資金に使うことも可能となるのです。他方で、自分が死亡すれば、その残金はすべて公益法人等に寄附されることになるため、寄附をしたいという当初の希望も全うすることができます。

現時点で公表されている商品には、このような元本交付を定めたものは見当たりませんが、諸外国ではブランド・ギビング信託は個人年金として活用されている側面もあります。

ウ 寄附金の活用報告の受領

特定寄附信託では、寄附を受けた公益法人等が、委託者兼受益者に対して、受託者を通じて、活動報告書を交付することが一般的に予定されており、これを通じて、委託者兼受益者は、自分の寄附金がどのように使われたのか把握することもできます。その活用報告を受けて、寄附先が期待した活動がなされていないと判断すれば、委託者兼受益者は寄附先を変更することもできます。

エ 税制上のメリット

寄附金（ただし元本）については確定申告により寄附金控除^{vi}を受けることができます。また、信託の運用収益も非課税となるというメリットを受けることができます。

(2) 寄附先の公益法人等の立場から

特定寄附信託として商品化されれば、寄附先となるための広報活動を省力化することができるというメリットを指摘することができます。

(3) 社会的意義

何よりも、寄附が制度化・商品化されることによって、寄附の選択肢が増え、個人資産が復興支援に活用できるものといえるでしょう。

3 最後に

以上のとおり、身近な寄附についても信託を活用することができます。特定寄附信託は、信託設定時における委託者の「寄附をしたい」という意思を維持するという、いわゆる信託の意思凍結機能と、税制上のメリットが組み合わせられたものとも評価できます。

まだまだ適格要件が限定的であることなど問題点も指摘されているところではありますが、信託と寄附を結びつけたものとして、東日本大震災の復興支援を契機に、今後のさらなる活用と発展が期待できるものでしょう。

ⁱ 寄附金を支出する日、寄附金額の算定方法のほか租税特別措置法施行規則第3条の17の2第2項に定める事項に関する定めがあるものに限定されます。

ⁱⁱ 運用方法は、①預貯金、②国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券又は貸付信託の受益権の取得、③合同運用信託の信託の3つに限定されています（租税特別措置法施行令第2条の36第7項6号）。

ⁱⁱⁱ 当初信託元本額（ただし、委託者たる個人に交付される金額の合計額は除きます。）を、信託期間の年数で除した金額と、当該寄附をするまでの日に生じた利子の合計額（前年までにすでに寄附された利子の金額を除きます。）と定められている必要があります（同項3号）。

^{iv} 5年以上10年以下で、かつ、1年の整数倍の期間である必要があります（同項1号）。また、原則として中途解約（合意による終了）はできないよう定められている必要があります（同項12号）。

^v 予め、信託契約において、公益法人等が残余財産の帰属権利者（信託法第182条1項2号）として指定されることとなります。

^{vi} 寄附先が一定の要件をみたす公益法人等の場合には、寄附金特別控除を選択して税額控除を受けることもできます。

当事務所では、従来型の融資案件のみならず、資産流動化や不動産投資私募ファンド、VC・ファイナンス、種類株式等を利用したエクイティ・ファイナンス、メザニン・ファイナンス、事業再生案件におけるDESやDDS、エグジット・ファイナンス等の幅広いファイナンス分野において、法的助言・分析・評価、ストラクチャー組成、SPV設立、ドキュメンテーション、債権回収、交渉・裁判対応等の業務を行っております。

本ニュースレターは、これらの業務に携わっている当事務所所属の弁護士が執筆者となり、ファイナンス法に関する新しい情報を発信するものです。皆様の日々の業務に、ぜひご活用下さい。